

北九州市障害者支援計画

(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

試案

北九州市

目 次

【 総 論 】

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
(1)これまでの北九州市の取組み.....	2
(2)国の動き.....	3
2 計画の位置づけ	8
(1)3つの法定計画を包含した計画	8
(2)北九州市の新ビジョンとの関係	9
(3)前期計画における取組みの成果と課題を踏まえた計画	10
(4)実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画	10
(5)本計画が目指す SDGs	10
(6)「Well-being」(生活満足度)の向上に向けて	10
3 計画の概要	11
(1)計画の期間	11
(2)計画の対象	11
(3)計画の体系(全体概要)	13
第2章 本市の現状	15
1 障害のある人の数	15
(1)概要	15
(2)障害種別の状況	16
2 障害のある人を取り巻く状況	19
(1)暮らしの状況	19
(2)日中活動と就労、社会参加	25
(3)支援体制と障害福祉サービス	29
(4)地域生活と防災、人権	38
(5)市政への要望、意見	41

目 次

【 北九州市障害者計画 】

第3章 北九州市障害者計画の概要	44
1 計画の基本理念	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) 国の障害者基本計画(第5次)のポイント	45
(3) 基本理念	45
2 計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化	46
2 すべての施策に共通する横断的視点	46
3 計画の基本目標	49
4 計画の体系	50
第4章 具体的な取組み	51
1 基本目標と施策の分野	51
2 基本的な施策	53
【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】	
分野 1 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進 及び虐待の防止	53
分野 2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)	62
分野 3 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)	67
分野 4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)	73
【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】	
分野 5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進 (地域包括ケアシステムの構築)	78
分野 6 保健・医療の推進	90
【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】	
分野 7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)	96
分野 8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進	104
分野 9 芸術文化活動・スポーツ等の振興	110

目 次

【 第7期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画 】

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要	116
1 計画の基本理念	116
(1) 基本的な考え方	116
(2) 国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント	117
2 第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の進捗状況	120
3 計画で定める項目	141
第6章 成果目標及び活動指標等	149
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	149
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	149
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	151
(3) 地域生活支援の充実	152
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	153
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	156
(6) 相談支援体制の充実・強化等	159
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	161
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	162
2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み	163
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	163
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	174
(3) 地域生活支援の充実	177
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	179
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	184
(6) 相談支援体制の充実・強化等	188
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	193
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	194

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	197
(1) 北九州市が実施する事業の内容	197
(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保の方策	198

【 資 料 】※未修正

資料 1 北九州市障害福祉施策推進協議会委員名簿	184
資料 2 (次期) 北九州市障害者支援計画のあり方懇話会構成員名簿	185
資料 3 「北九州市障害者支援計画」策定の経緯	187
資料 4 平成 28 年度北九州市障害児・者等実態調査の結果概要	190
令和 2 年度北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査の結果概要	192
資料 5 (次期) 北九州市障害者支援計画【素案】に対する市民意見提出手続の実施結果について	193
第 6 期北九州市障害福祉計画、第 2 期北九州市障害児福祉計画【素案】に対する市民意見提出手続の実施結果について	194
資料 6 障害種別対象の施策一覧	195
資料 7 各施策に関連する「事業・取組み」一覧	202
資料 8 関連法律	247
1 障害者基本法	247
2 障害者総合支援法	247
3 児童福祉法	249
4 その他の法律等	250
資料 9 障害福祉サービス等一覧（活動指標に関するもの）	253
資料 10 用語解説	258

総 論

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

(1) これまでの北九州市の取組み

本市では、平成18年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」を策定しました。

また、平成19年11月に、障害者自立支援法の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画（第1期）」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、平成21年3月に「北九州市障害福祉計画（第2期）」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成23年度まで延長した「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」の期間が、平成24年3月に満了することに伴い、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画（第3期）」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）」を策定しました。

さらに、障害者総合支援法を始めとする障害福祉に関する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画（拡充版）」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画（第4期）」を策定し、平成30年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

加えて、第5期北九州市障害福祉計画、第1期北九州市障害児福祉計画が令和2年度で終了することから、第6期北九州市障害福祉計画、第2期北九州市障害児福祉計画を策定するとともに、北九州市障害者計画と一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5年度まで延長し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、令和5年度で現行の三つの計画の計画期間が終了することから、令和6年度（2024年度）を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

【北九州市の障害福祉関係計画】

H18～H22	23	H24～H29	H30～R4	5	R6～R11	
障害者支援計画 (障害者計画)	延長 →	障害者支援計画	障害者支援計画	延長 →	障害者支援計画	
実施計画	延長 →	障害者計画	障害者計画	延長 →	障害者計画	
拡充版 →		拡充版				
19～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～R2	R3～5	R6～8
第1期 障害 福祉計画	第2期 障害 福祉計画	第3期 障害 福祉計画	第4期 障害 福祉計画	第5期 障害 福祉計画	第6期 障害 福祉計画	第7期 障害 福祉計画
				第1期 障害児 福祉計画	第2期 障害児 福祉計画	第3期 障害児 福祉計画

(2) 国の動き

国では、平成18年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害のある人の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年6月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直し等意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准され、同年2月に発効しました。

その後、平成26年4月に、精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年5月には、難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成27年1月から施行されました。

また、平成28年5月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて、発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため、平成17年に施行された「発達障害者支援法」が平成28年5月に改正されました。

平成30年5月及び令和2年5月には「バリアフリー法」が改正され、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組等を推進するとともに、令和3年5月には、事業者における合理的配慮提供の義務化を含めた「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から施行されることとなりました。

加えて、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、令和4年12月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」等が改正され、障害のある人などの地域生活や就労の支援の強化等により障害のある人などの希望する生活の実現を図るなど、時代の変化に即した新たな取組みが進められています。

【 障害者自立支援法施行以降、障害者権利条約批准までの国の動き 】

「障害者自立支援法」施行（平成18年4月）

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

【国内法の整備等】

「障がい者制度改革推進本部」の設置（平成21年12月）

- 障害者権利条例の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置。
- 当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

平成21年12月

● 「障害者自立支援法」の一部改正

- ・ 障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
- ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成 等

平成23年6月

● 「障害者虐待防止法」の制定（平成24年10月施行）

- ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等

平成23年7月

● 「障害者基本法」の一部改正（平成23年8月施行※一部を除く）

- ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
- ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等

法の目的 共生社会の実現

地域における共生等

- 社会参加の機会の確保
- 生活の場の選択の機会の確保
- 意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止

- 障害を理由とする差別の禁止
- 合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- 差別禁止のための情報収集、整理及び提供

平成24年6月

● 「障害者優先調達推進法」の制定（平成25年4月施行）

- ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等

平成24年6月

● 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正

（平成25年4月施行※一部を除く）

- ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- ・ 障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる） 等

法の主旨 共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理 念 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

平成25年6月

● 「障害者差別解消法」の制定（平成28年4月施行※一部を除く）

- ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等

平成25年6月

● 「精神保健福祉法」の一部改正（平成26年4月施行）

- ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等

【障害福祉施策に関する法律等（障害者権利条約批准以後）】

「障害者権利条約」批准（平成26年1月批准、2月発効）

（1）一般原則

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等

（2）一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等

（3）障害者の権利実現のための措置

身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容

（4）条約の実施のための仕組み

条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

【国内法の整備等】

平成26年5月

- 「難病法」の制定（平成27年1月施行）

- ・難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
- ・難病の医療に関する調査及び研究の推進
- ・療養生活環境整備事業の実施

平成26年5月

- 「障害者雇用促進法」の一部改正（平成28年4月施行）

- ・障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
- ・法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障害者が算定基礎に加わる） 等

平成28年5月

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正

（平成30年4月施行※一部を除く）

- ・障害者の望む地域生活の支援
- ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

平成28年4月

- 「成年後見制度利用促進法」の制定（平成28年5月施行）

- ・成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
- ・地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
- ・成年後見制度の利用に関する体制の整備 等

平成28年5月

- 「発達障害者支援法」の一部改正（平成28年8月施行）

- ・発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- ・発達生活全般にわたる支援の促進
- ・発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

平成29年4月

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年10月施行）

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度 等

平成30年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー法」の一部改正（平成30年11月施行※一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・国及び国民の責務の明確化 ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「読書バリアフリー法」の制定（令和元年6月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法」の一部改正（令和2年4月施行※一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定 <p style="text-align: right;">(令和2年12月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話 リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
令和2年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー法」の一部改正（令和3年4月施行※一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設 ・優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用 ・市町村等による心のバリアフリーを推進
令和3年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」の一部改正（令和6年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
令和3年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害対策基本法」の一部改正（令和3年5月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定 <p style="text-align: right;">(令和3年9月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援 ・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 ・医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 ・医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 ・居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 等
令和4年5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定（令和4年5月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする ・日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする ・障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする ・高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う 等

令和4年12月

- 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」、「障害者雇用促進法」及び「難病法」の一部改正
(令和6年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
 - ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
 - ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
 - ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D B）に関する規定の整備 等

共生社会の実現へ

2 計画の位置づけ

(1) 3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

【 障害者支援計画と3つの法定計画 】

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

(次期) 北九州市障害者支援計画 (①+②+③)

- 「①北九州市 障害者計画」と「②北九州市 障害福祉計画」及び「③北九州市 障害児福祉計画」を包含

① 北九州市 障害者計画

- 計画期間：令和6年度～令和11年度
- 本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定

連携

② 北九州市 障害福祉計画

- 第7期 令和6年度～令和8年度
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定

③ 北九州市 障害児福祉計画

- 第3期 令和6年度～令和8年度
- 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定

※国において、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の計画期間については、これまでどおり3年を基本としつつ柔軟な期間設定が可能とされた。ただし、国が改訂した新しい指針と乖離が生じた場合等は計画期間中であっても見直しが必要となる。

また、「北九州市障害者支援計画」は、成年後見制度利用促進法に基づく「(障害のある人に関する) 成年後見制度利用促進基本計画」も兼ねています。

(2) 北九州市の新ビジョンとの関係

(3) 前期計画における取組みの成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」の基本理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」第4章の「2 基本的な施策」において、分野ごとに整理しています。

(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、令和4年度に行った「北九州市障害児・者等実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」での議論を基に、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、パブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

(5) 本計画が目指すSDGs

「SDGs（持続可能な開発目標）」は平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市はこれまでの取組みが高く評価され、平成30年（2018年）4月にOECD（経済協力開発機構）より「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、また、同年にはSDGs未来都市に選定されました。本市はSDGsの先進都市として、市民や企業、団体等と連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいます。

本計画は、SDGsの関連するゴールの達成に向け、各事業を推進していきます。

【関連する主な目標（ゴール）】



(6) 「Well-being」（生活満足度）の向上に向けて

「Well-being」とは、世界保健機関憲章前文（公益社団法人日本WHO協会仮約）の「健康」の定義の中で「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉體的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態である」と使われています。本計画でもこの「Well-being」の向上を目標に各施策に取り組んでまいります。

そのため、今回、本計画に、サブタイトル「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」を初めて設定しました。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

「北九州市障害者支援計画」の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

また、本計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とし、「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針の計画期間と同様の令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

今後、国の「障害者基本計画（第5次）」の計画期間が令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間が令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となっており、また、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に準じて「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

(3) 計画の体系（全体概要）

「北九州市障害者支援計画」（「北九州市障害者計画」及び「第7期北九州市障害福祉計画」、「第3期北九州市障害児福祉計画」）の体系（全体概要）は、13頁「北九州市障害者支援計画の全体概要」の示すとおりです。

北九州市障害者支援計画の全体概要

(①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含)

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))※ 障害者基本法(内閣府所管)

●障害のある人に係る施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画

【基本理念】	【社会情勢の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】	【施策の方向性】(主なもの)
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>（障害があつても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現）</p>	<p>3 2 1 2 0 2 0 年 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p> <p>感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応</p> <p>「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）</p>	<p>5 4 3 2 1 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援（生涯を通じた切れ目のない支援）</p> <p>障害特性等に配慮したきめ細かい支援（一人ひとりに応じた個別的な支援）</p> <p>障害のある子ども、高齢者及び複合的に困難な状況に置かれた人に配慮した取組みの推進</p>	<p>基本目標I 人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）</p> <p>【分野3】 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）</p> <p>【分野4】 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）</p> <p>基本目標II 安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）</p> <p>【分野6】 保健・医療の推進</p> <p>基本目標III 豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）</p> <p>【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進</p> <p>【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護</p> <p>【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p> <p>【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進</p> <p>【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援</p> <p>【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実</p>

② 第7期北九州市障害福祉計画

(計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(厚生労働省所管)

● 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画

① 障害福祉サービス等の提供により実現を目指すべき共生社会の姿（成果目標）

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

② 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み（活動指標）

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ①訪問系サービス
 - ②日中活動系サービス
 - ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助
 - ④相談支援
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - ①基幹相談支援センターの設置
 - ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
 - ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

③ 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項（障害者・障害児に対する事業）

- 【必須事業】
相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等
- 【任意事業】
日常生活支援事業、社会参加支援事業